

寿都湾

☆ 議会だより

No. 210 令和8年8月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

令和8年 第2回定例会

令和8年第2回定例会は6月25日に招集され、町長の行政報告の後、報告1件、意見案1件、組合議会議員

の選挙1件、条例の制定1件、単行議案2件、補正予算1件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

行政報告



片岡春雄 町長

令和7年度寿都町一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計の決算について、それぞれ出納閉鎖いたしましたので、その概数を報告いたします。

■一般会計

○歳入

58億2千668万1千円

○歳出

57億8千500万8千円

○差引額及び実質収支額

4千167万3千円

■国民健康保険事業特別会計

○歳入

5億9千624万1千円

○歳出

5億9千35万4千円

○差引額及び実質収支額

588万7千円

■後期高齢者医療特別会計

○歳入 6千127万1千円

○歳出 6千57万7千円

○差引額及び実質収支額

69万4千円

■介護保険事業特別会計

○歳入

4億5千180万6千円

○歳出

4億3千797万2千円

○差引額及び実質収支額

1千383万4千円

【公営企業会計】

■簡易水道事業会計

○収益的収支収入

1億1千660万3千円

○収益的収支支出

1億598万8千円

※次ページへつづく



7月18・19日 寿都神社例大祭が行われました。

○実質収支額

1千61万5千円

○資本的収支収入

7千155万7千円

○資本的収支支出

9千566万7千円

○実質収支額

▲2千411万円

■下水道事業会計

○収益的収支収入

1億5千889万8千円

○収益的収支支出

1億7千770万1千円

○実質収支額

▲1千880万3千円

○資本的収支収入

9千138万円

○資本的収支支出

9千17万7千円

○実質収支額

120万3千円

■風力発電事業会計

○収益的収支収入

6億6千934万9千円

○収益的収支支出

4億6千488万2千円

○実質収支額

2億446万7千円

○資本的収支収入

0円

○資本的収支支出

4億2千589万4千円

○実質収支額

▲4億2千589万4千円

※実質収支の不足額は留保資金で補てん

以上の各会計の決算については、整理の上、監査委員の意見を付して議会の提出いたします。

審議した案件

報告

◆株式会社寿都振興公社

第38期経営状況報告

寿都温泉ゆべつのゆの入館状況につきましては、令和7年度、9万2千608人であり、前年度と比較して1千194人の減となっております。

要因は、昨今の物価高騰及び原油高などによる地方からの利用者が減少したこ

による経営の効率化を図ってまいりました。

令和7年度の振興公社の収支につきましては、売上が6千792万円、仕入が2千62万5千円であり、販売利益は、4千729万5千円であります。

販売利益から販売管理費8千630万4千円を差し引いた営業利益はマイナス3千900万9千円となり、これに管理受託料及び雑収入等の3千802万4千円を加算した経常利益については、マイナス98万5千円となるものであります。

令和8年度の事業計画につきましては、安定した運営を図るため、ボイラーや送水ポンプなどの修繕を計画しております。また、来館されるお客様に癒しを提供し、サービス向上と効率的な運営を図ってまいります。

宿泊につきましても、コテージやゲストハウスの利用推進による滞在時間を増すことで、「寿都」を満喫してもらうなど、リピーターを増やすためのPR活動を行ってまいります。

令和8年度の計画につきましては、9万4千人の入館者を見込んでおり、販売利益で4千921万4千円、経費で8千490万6千円、差し

引き営業利益がマイナス3千569万2千円となります。

営業利益は、マイナスとなりますが、管理受託料などの収入により、当該年度の経常利益は、153万8千円を見込んでおります。

令和7年度の法人の概要につきましては、資本における株の口数及び資本金の変動はありません。

財政的な関与状況といたしましては、振興公社は、公の施設の管理・運営を中心業務を行っており、町からの委託として、ゆべつのゆ、活性化センターなどの管理委託料が、4千84万2千円となっております。

売上状況につきましては、前年比104万5千円増の2千467万3千円、入館料等収入につきましては、入館者数は減少しておりますが、コテージやゲストハウスの利用増加により、前年比83万円増の4千324万7千円であります。

決算状況につきましては、経常利益がマイナス98万5千円であり、前期繰越損失を加えますと668万9千円が次期繰越損失となるものであります。

原油高・物価の上昇など、経費の増加により、営業利益はマイナスの見通しであ

りますが、町からの支援などにより、収支の安定を図るとともに、適正な管理・運営のための環境づくりを、町といたしまして連携し、協力してまいります。

意見案

◆ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書……原案可決（全会一致）

選挙

◆後志教育研修センター組合議会議員選挙

後志教育研修センター組合は、教育に関する研修並びに調査研究を共同で実施するものとして、後志管内20市町村で構成し、昭和50年に設立され、事務所を倶知安町に置いているものです。

組合議会の議員は、小樽市を含め、後志管内の市町村長並びに議会議員、合わせて20名で構成され、4年任期として町村ごとに町村長と議員が交互に交替することになっていきます。

寿都町の場合、令和4年7月1日から町長が組合議員でしたが、令和8年6月30日で任期が満了し、7月1日から令和12年6月30日までの4年間は議会側から

選出することとなり、指名推薦により吉野卓壽議員が組合議会議員に選出されました。

条例の制定

◆督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定………原案可決（全会一致）

郵送料や金融機関の収納手数料の高騰などにより、事務コストが収入に見合わない状況となっており、税、外諸収入、後期高齢者医療、介護保険、道路占用料の督促手数料を廃止する条例の制定です。

単行議案

◆寿都町総合文化センター大規模改修工事その1請負契約………原案可決（全会一致）

令和8年6月17日仮契約に付した、寿都町総合文化センター大規模改修工事その1について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

・工事の目的 寿都町総合文化センター大規模改修工事その1
・契約の金額 1億10万円

・契約の相手方

川島・青木経常建設共同

企業体

代表者

寿都郡寿都町字矢追町

50番地4

株式会社川島組

代表取締役 川島恵二

・契約の金額 5千115万円

・契約の相手方

寿都郡寿都町字歌棄町

歌棄202番地

株式会社千葉建設

代表取締役 千葉哲夫

補正予算

◆寿都町一般会計補正予算
(第1号)……………原案可決
(全会一致)

◆寿都町総合文化センター
大規模改修工事その2請負
契約……………原案可決
(全会一致)

令和8年6月17日仮契約
に付した、寿都町総合文化
センター大規模改修工事そ
の2について、議会の議決
に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例
第2条の規定により議会の
議決を求めるものです。

●補正の主なもの
・総務費(水産振興基金積
立金ほか)

1千13万5千円増
・民生費(北海道自治体情
報システム協議会負担金)

46万5千円増
・教育費(エアコン設置工事)

文化センター大規模改修工
事その2

360万円増

意見書可決 関係大臣等へ送付

第2回定例会では1件の
意見書を可決し、関係省庁
へ提出いたしました。

ゼロカーボン北海道の実現
に資する森林・林業・木材
産業施策の充実・強化を求
める意見書

本道の森林は、全国の森
林面積のおよそ4分の1を
占め、地球温暖化防止や国
土の保全、林産物の供給等
の多面的機能の発揮が期待
されており、これらの機能
を十分に発揮させるために
は、森林資源の循環利用を
進める必要があります。

進める必要があります。

全国一の森林資源を有す

る北海道において本町と道

が連携し、2050年カー

ボンニュートラルの実現に

向けて、伐採後の着実な植

林による森林の若返りや長

期間炭素を固定する木材利

用の促進、化石燃料の代替

となる木質バイオマスの利

用促進など森林吸収源対策

を積極的に推進する責務を
担っています。

本町をはじめ、道内各地
域では、森林資源の循環利
用に向けて、森林整備事業
や治山事業など国の事業を
活用し、植林・間伐や路網

の整備、優良種苗の安定供
給、山地災害の防止、木造
建築物の整備、森林づく

りを担う人材の育成など、
様々な取組を進めてきたと
ころです。

本道の森林を将来の世代
に引き継ぎ、環境への負荷
の少ない循環型社会の形成
に貢献するためには、活力

ある森林づくりや道産木材
の利用、防災・減災対策を

一層進め、ゼロカーボン北
海道の実現に資する森林・

林業・木材産業施策の充
実・強化を図ることが必要

です。

よって、国においては、
次の措置を講ずるよう強く
要望します。

要望します。

記

1 地球温暖化や山地災害

の防止など森林の多面的機

能の持続的な発揮に向け

て、伐採後の着実な植林や

適切な間伐、路網の整備や、

「国土強靱化実施中期計画」

に基づく防災・減災対策の

推進について、物価や人件

費の高騰も考慮し、必要な

予算を十分に確保すると
ともに、森林の保全と適正な
利用に向けた取組を進める
こと

2 森林資源の循環利用を
推進するため、優良種苗の

安定供給、鳥獣害・病虫害

など森林被害対策、AI技
術やICT等を活用したス

マート林業の推進、木材加

工・流通体制の強化、建築

物の木造・木質化や木質バ

イオマスの熱利用の促進な

どによる道産木材の需要拡

大、外国人材も含めた森林

づくりを担う多様な人材の

育成・確保などに必要な支

援を充実・強化すること

(提出先) 衆議院議長、参

議院議長、内閣総理大臣、

財務大臣、総務大臣、文部

科学大臣、農林水産大臣、

経済産業大臣、国土交通大

臣、環境大臣、復興大臣

ここが聞きたい

一般質問

第2回定例会での一般
質問では2名の方から3
項目について質問があり
ました。

早瀬 良樹 議員

産業 CO₂フリーの
循環型地域社会づくりについて



質問

す。

5月の第2回臨時会の議
案に、マイクログリッド設
備整備工事請負の案件があ
りましたが、令和6年2月
に「CO₂フリーの循環型
地域社会づくり」に向けた
エネルギービジョンを作成
し、着実な推進が図られて
いるとは思いますが、本年
度の計画では、太陽光発電
導入によるマイクログリッ
ド導入のステージ1工事、
海藻類陸上養殖・海面養殖
事業の実証実験2、トレー
ラーハウスの実証実験等、
計画の変更も視野に入れな
がらの多岐にわたる事業が
計画されており、

このビジョンに係る計画
全体についての今後の計画
の見通しと、2025年1
月23日付けの令和6年度再
エネによるマイクログリッ
ド等導入戦略策定状況報告
書概要版の表の1「再エネ
導入スケジュールの戦略項
目の8項目」について、項
目ごとに現時点での進捗状
況を教えてください。と
思います。

町長

CO₂フリーの循環型地域
社会づくりにつきましては、
令和5年度に策定したエネ
ルギービジョンで掲げる将
来像の効果的な実現を目指
し、令和6年度に策定した

まちづくり戦略計画のもと、再エネを活用した実証や設備導入などの事業を進めているところであります。

計画の大きな柱は、既存公共施設への再エネ導入と地域のエネルギー資源を産業振興につなげる取組であり、昨年度は、海藻類陸上養殖・海面養殖の実証試験のほか、太陽光発電設備を公共施設へ導入するための実施設計、地熱温泉熱の活用に向けた基礎調査などを実施いたしました。

今年度も昨年度に引き続き、六条町のヒラメ中間育成センターにおいて海藻類の養殖試験を行っているところですが、これは近年の海洋環境の変化から水産物の水揚げが減少する中で、将来的に安定した生産を実現できれば、水産業のみならず加工業の底上げにもつながる可能性がありますことから、栽培技術の確立と事業化に向けた検証を行っているものです。

また、太陽光発電を文化センター周辺の公共施設へ導入し自営線をつなぐマイクログリッド設備の導入につきましても、本年度から複数年で段階的にエリアと発電規模を拡大する計画で、初年度は総合体育館と町民プールの南側に太陽光パネ

ルを設置し、両施設で自家消費する設備を整備します。

発電設備と同時に蓄電池も導入し、効率的で効果的なCO₂の削減と電気料金の削減につなげ、体育館が津波緊急避難場所に指定されていることから、災害時の停電に対する防災機能の強化を図ってまいります。

翌年度には、初年度の設備導入についてデータ分析を行い、CO₂と経費の両面から削減効果を検証した上で、次のステージに進むか否かを判断してまいります。

このほかにも本町には太陽光のエネルギーだけでなく、温泉熱も賦存することから、温浴としての利用だけでなく、宿泊施設への運用や農水産物の栽培での活用も期待されており、令和9年度には、基本設計の中で周辺エリアにおいてどのような利活用が可能であるのかを探ってまいります。

なお、現在、CO₂フリーの循環型地域づくり推進事業の全体計画としては、令和13年度までの事業実施を見据えておりますが、この事業は単年度ごとに国のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の採択を受けて交付金を活用し執り進めており、

後年度の計画においても交付金を最大限活用し、環境にやさしいまちづくりはもとより、持続可能なまちづくりにつなげるように実践してまいりたいと考えております。

■再質問

今、説明をいただきましたが、ウニの陸上養殖、水耕栽培、トレーラーハウスの件についての説明がなかったと思います。いかがでしょうか。

●町長

ウニの養殖につきまして、議員の皆さんも視察に行ったところでございますが、現在のウニの生息状況を含めて、陸上養殖を実施することが得策なのかということの基礎調査を行わなければ

ば養殖はできませんので、調査に時間を要する必要がある、漁師の皆さんとも協議はしておりますが、漁協とも協議をしながら進めていきたいと思っております。

また、トレーラーハウスについては、これからの取組の中で、現在、導入時期を検討中で、若干遅れ気味の計画になっておりますが、御理解いただきたいと思っております。

■早瀬議員

今、いろいろ説明をいただきました。

エネルギービジョンのあれだけの計画が出ているので、是非それを全うできるように、これからも頑張っていたきたいと思います。

行政 越前谷 由樹 議員 核ごみと住民投票について



■質問

核ごみの文獻調査応募から、5年半の月日が経過しました。

新聞等では、東京都の小笠原村南鳥島で、新たに文獻調査が行われることがクローズ

聞かれます。

住民投票について、私は過去何度も町長に質問してきましたが、町長はその度に「条例に基づいて住民投票を実施するが、その際住民へは説明会を行っていきたい」と述べております。

国へ意見書を提出する前に住民投票を実施することについて、再度町長の考えをお聞きます。

また、文獻調査が終了してから、約2年が経ちますが、国からの意見照会・情報については、どのようになっているのかお聞きます。

●町長

これまでも同様の質問に對し答弁させていただいておりますとおり、特定放射性廃棄物最終処分地の概要調査及び精密調査に係る意見に関する住民投票条例では、概要調査及び精密調査の地区選定について、意見書を経済産業大臣へ提出しようとするときに、あらかじめ実施するとされておりますが、現時点で、国からの意見照会がされておらず、今後の具体的な予定等についても知らされておられません。

なお、現在、まちづくり懇談会で各地区を回っておりますが、今後のまちづくり

などについて、住民の皆さんと意見交換を行うとともに、特定放射性廃棄物の最終処分について、多くの自治体が自分事として考えてもらうため、国が前面に出て小笠原村に続く調査地区が増えるよう、一石を投じた首長の一人として、関係自治体と連携して取り組んでまいりたい旨の思いを説明させていただいております。

国から意見照会がなされた際には、改めて住民説明会を開催した上で、住民投票を行いたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

■再質問

まちづくり懇談会の中で町長は、財源問題を含めて概要調査に進みたい旨述べておられましたが、現状では、知事が反対の場合前に進めないわけであり、前回も町長へ一般質問等を行いました。これから知事との話し合いが必要になってくるのではないかと考えています。この点について、再度知事との話し合いを考えているのか、いずれにしても考えなければならぬ時が来ると思うので、その点について、町長にお聞きします。

●町長

知事が反対なら前に進まないのは前々からの話で、これは私と知事の話合いで決まる問題でもございませんし、この問題というのは、原発も最終処分も国策でありながら国が前面に出ていないのが現状で、この法律を改正しない限りこの問題は、前に進まないと考えております。現在四つの自治体が文献調査を行っており、原発立地の首長も含めて、国も国策としての国の在り方を、もう少し前面に出るような法律改正に進めるように働きかけてまいりたいと思います。そうしないと、この問題を一首长・知事の責任に被せるというのは、余りにも責任が重すぎる問題でありますので、ここをしつかり取り組んでまいりたいと思います。

■再々質問

先ほど町長が言いましたように、国の責任が大きいということとは、分かっております。ですすので、知事と町長との関係についても、意見が違うのであれば違うように、国が率意して中に入るようなことも、国に述べていくべきではないかと思ひます。こ

の点について、町長の考えがありましたら、お願いしたいと思ひます。

●町長

知事との関係につきましては、先ほども説明したように、私と知事の会話でどうなるわけでもなく、知事も現時点では反対で、なおかつ、これは北海道だけの問題じゃない全国的な問題であり、更にこの調査地区を増やさなければならぬという考え方は私と同じ考えだと思ひます。直接お話ししておりますが、やはりここは国がもつと前面に出て行つべきだと思つておりますし、私と知事が話をして解決するのであればいくらでも会話をいたしますけれども、そういう状況にならない中で、今現在私は、会話をするつもりはございません。

越前谷 由樹 議員

産業 まちづくりの現状について



■質問

最近の寿都町の現状は、様々な事情で事業や仕事をとりやめたり、店をたたんだり、今まで寿都にあった各職種が次々と衰退しているように感じられます。

何よりも商店街のにぎわいが失われております。

人口の減少・後継者不足問題等、町長に何度か質問してまいりましたが、その後、商工会との話し合いや連携はどうなっているのか、新たな商店街構想と合わせてお聞きしたいと思ひます。

●町長

本町の商工業の現状は、人口減少や後継者不足などによる事業継続が課題であると認識しております。

12月の定例会でお話ししましたが、商工会においては、商店の将来に向けた状況把握と経営に対する指導助言など、専門家へつなげる体制づくりを図っていたいております。

町といたしましても、商

工会及び商工会員との意見交換会などを通じ、町内商店の将来に向けての存続・継承、地域経済の発展やまちの将来について、協議を重ねるとともに、商工会と連携し、既存の商店を利用していたため、物価高騰対策支援券の発行やプレミアム商品券の発行など、商工業の振興を図ること

で、町の活性化につながるものと考えております。

また、商店街だけでなく、まちのにぎわいには、浜直市場の再開を含め、道の駅や寿都温泉ゆべつのゆなど、観光拠点の今後の在り方が重要であると考えていることから、商工会をはじめ異業種の方々と協議を行って

いるほか、関連団体等との情報の共有と関わりを強化しながら、新たな産業創出による働く場の確保や交流人口・関係人口の増加、さらには、町の活性化につながるよう検討していく所存であります。

いずれにおいても、商店の振興もそうですが、まち

づくりは、すぐに成果が出るものではありません。

取組の積み重ねが重要であり、それを継続し、互いが連携し合うことで、商業だけでなく、本町経済の振興につながるものと考えております。

■再質問

商店の関係もそうですが、今ここに住んでいる人たちの利便性というのを考えた構想が必要になってくるのではないかと考えております。

商店構想につきましては、浜直市場の復活や浜直市場を利用したいろいろな話

が聞かれますけれども、町としてこの浜直市場の活用を含めてまちづくりの方向を見いだす活動をどのようにやっているのか、現実

にそこの辺を検討しているのか、お聞きしたいと思ひます。

●町長

町の役割としては、町が前面に出ることよりも、民間の皆さんが現実的に実施

していく中で、町がそれをどう支援していくかというところであり、その仕組みがまだ具体的に

■再々質問

今現状、商店が1店ありますが、中々そこまで通うのも大変だとお年寄りから聞いております。これらの商店の関係や、浜直市場の活用というのはどのようにやっていくのか、その辺も踏まえて、再度町長にお聞きしたいと思ひます。

●町長

商店街の関係については、浜直市場の役割と、お年寄りの移動が問題という

ことは別な話で、巡回的な販売者と浜直市場の役割が違ふということござい

ますので、お互いの役割分担の中で、しっかりと消費者の皆様

に答えていたただけるような実践部隊を、これから商工会と協議をしながら、早く実現できるように、町の方でも支援していきたいと思ひます。

議会の傍聴はお気軽に 9月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。(TEL 62-2511)

令和8年第1回臨時会

令和8年第1回臨時会は4月27日に招集され、会期を1日と定め、専決処分1件、条例改正1件を審議し、同日閉会しました。

●補正の主なもの

- ・総務費（ふるさと振興基金積立金の増額ほか）1千500万円増
- ・教育費（寿都高校生通学費補助金の財源補正）

《補正予算》

◆専決処分の承認を求めることについて（令和7年度寿都町一般会計補正予算〔第8号〕）……………承認

（全会一致）

予算総額に1千500万円を追加し、総額を59億9千417万7千円とするものです。

《条例の改正》

◆寿都町税条例の一部を改正する条例……………原案可決

（全会一致）

督促手数料の廃止、軽自動車税環境性能割の廃止や防衛特別所得税の創設などの、地方税法等の改正に伴い規定を改正するものです。

令和8年第2回臨時会

るものです。

令和8年第2回臨時会は5月28日に招集され、会期を1日と定め、条例改正1件、単行議案2件を審議し、同日閉会しました。

《単行議案》

◆マイクログリッド設備整備工事請負契約……………原案可決

（全会一致）

《条例の改正》

◆寿都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………原案可決

（全会一致）

地方税法施行令の改正に伴う、子ども・子育て支援納付金制度の創設、課税限度額・軽減判定基準の引き上げなどの規程の改正をす

令和8年5月14日仮契約に付した、マイクログリッド設備整備工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

- ・工事の目的 マイクログリッド設備整備工事

議 会 日 誌

令和8年4月24日以降

4 月

- 24日 例月出納検査（早瀬監査委員）
- 27日 令和8年第1回臨時会

5 月

- 7日 後志総合開発期成会定期総会（小樽市・倶知安町 小西議長）
- 12日 南部後志町村議会正副議長会定期総会（小西議長、石澤副議長）
- 14日 寿都地区防犯協会定期総会（小西議長）
- 寿都町防犯協会定期総会（小西議長）
- 15日 寿都町国民健康保険運営協議会（小西議長）
- 寿都商工会通常総会（小西議長）
- 26日 全国議会議長・副議長研修会（東京都 石澤副議長）
- 27日 後志総合開発期成会小樽後志要望（小樽市・倶知安町 小西議長）
- 例月出納検査（早瀬監査委員）
- 28日 令和8年第2回臨時会・全員協議会
- 29日 後志総合開発期成会北海道要望（札幌市 小西議長）

6 月

- 4日 後志総合開発期成会意見交換会（東京都 小西議長）
- 5日 後志総合開発期成会中央要望（東京都 小西議長）
- 9日 後志町村議会議長会臨時総会（札幌市 小西議長）
- 北海道町村議会議長会定期総会（札幌市 小西議長）
- 18日 議会運営委員会（木村委員長、友山副委員長、川地委員、吉野委員、石澤委員、小西議長）
- 23日 例月出納検査（早瀬監査委員）
- 25日 令和8年第2回定例会

7 月

- 2日 北海道町村議会議長会議員研修会（札幌市 議員全員）



北海道町村議会議長会議員研修会

・契約の金額

1億2千705万円

・契約の相手方

第一・大山経常建設

共同企業体

代表者

岩内郡岩内町字万代35番地の3

第一電設株式会社
代表取締役 村田 修平

◆総合行政システム機器取得

……………原案可決

（全会一致）

令和8年5月14日仮契約に付した、総合行政システム

機器取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

・取得財産

総合行政システム機器一式

取得金額 995万5千円

・取得先

札幌市中央区北4条西6丁目2番地1

北海道市町村備荒資金組合

組合長 原田 裕